

議事日程第4号

令和元年9月18日（水曜日） 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 17件

議案第27号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第28号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第29号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第30号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第31号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第32号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第35号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第36号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 財産の取得について

議案第45号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について

議案第46号 中濃地域農業共済事務組合の解散について

議案第47号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

認定第1号 平成30年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第33号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 1件

日程第5 議員派遣の件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	9番 加藤 保郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 長屋 史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹

総務防災課長 須田和男

企画課長 山田敏寛

環境モデル都市
推進室長兼
まちづくり課長 各務元規

亜炭鉱廃坑
対策室長 筒井幹次

税務課長 金子文仁

住民環境課長 若尾宗久

保険長寿課長 日比野伸二

福祉課長 小木曾昌文

農林課長 高木雅春

上下水道課長 鍵谷和宏

建設課長 早川均

会計管理者 可児英治

生涯学習課長 石原昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村治彦

議会事務局
書記 丸山浩史

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番 大沢まり子さん、11 番 岡本隆子さんの 2 名を指名しま
す。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 2、議案の審議及び採決を行います。

まず初めに、議案第 27 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題
とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

令和元年度の補正予算（第 3 号）、2 点ほどちょっとお聞きしたいことがありますのでよろ
しくお願いします。

まず最初に、予算書の 16 ページの中段ほどにあります業務委託でございますが、個別施設
計画策定業務委託料ということで 365 万 2,000 円の追加補正がありますが、これは多分、私思
いますが、公共施設等の総合管理計画、平成 28 年 3 月に出了た一般的な計画ですが、これ
に基づいて御嵩町にある多くの個別施設、そういったものが今後の個別計画を策定していくと
いうことで計上されたと思います。

話せば長くなりますので簡単に御質問しますが、はっきり言って我々も平成 28 年に焼津市のほうへ視察に行きまして、個別計画の進めてみえる先進地ということで、いろいろ話を聞いてきました。その結果につきましては、議会報等に載っております。

それと、高山議員が平成 28 年 9 月の 3 回定例会で施設カルテというような答弁をいただいているようなこともあります。そういうことも含めて、私たち議員としましては、一長一短に 1 年ぐらいで簡単にできるような代物ではないもんですから、そういった我々の思いも踏まえて、今後どのようにこの個別計画を進めていかれるかお聞きしたい。まず 1 点目です。

それからもう一つ、予算書の 20 ページの中段ですけど、みたけの森まつり協賛補助金。ことしは豚コレラの関係で早々と中止にされたわけですけど、豚コレラの情勢を見ますと、今度は埼玉でしたっけ、飛び地で感染した個体が見つかったということで、かなり殺処分されたような報道を受けています。そういった状況で、来年になっても恐らく収束しないというような予測が立つわけですけど、ことしは中止にされたわけですけど、今後どのように、みたけの森まつりですね、ことし、来年度以降取り組まれるか、その辺についても予算的には問題は別はないと思うんですけど、そういった方針とか中止決定とか何かの基準が何かあれば、その辺をお答えいただきたいと思います。

以上 2 点、お願いします。

議長（高山由行君）

まず 1 点目、企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、1 点目の個別施設計画策定業務委託料について御回答いたします。

まず、こちらにつきましては、個別施設計画の内容は国から示されているとおり、対策の優先順位の考え方、個別の施設の状態等、それから対策内容と実施時期、対策費用など 6 項目であります。今回の委託の内容は、個別施設計画策定に関する指導・助言業務でありまして、現況を踏まえた対策の優先順位、対策時期、対策費用の検討について指導・助言を得ながら策定自体は職員で行う考えであります。期間としましては、1 年半かけまして来年度末までに策定したいと考えております。

また、先ほどの御嵩町公共施設等総合管理計画にも、この個別計画策定時には、統廃合の検討とか町民の合意形成とか時間をかけてやるということではございますが、今回の個別施設計画では、現在何も統廃合などの話が出ていませんので、まずそこまでは踏み込めないと考えております。

また、この総合管理計画、個別計画ともに P D C A サイクルによって状況確認や計画の改善を図っていくものでありますので、今回の個別施設計画をもとにして、今後必要によって皆様

の合意形成を図って適正に計画を推進したいと考えております。以上です。

議長（高山由行君）

2点目、みたけの森まつり補助金の関係、農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、安藤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今年度のみたけの森まつりの中止につきましては、全員協議会のほうで議員の皆さんに説明させていただいて、その後、みたけの森まつりの実行委員会のほうに町の意向を伝え、実行委員会のほうで中止ということを決められましたので、中止といたしました。

来年度以降の状況につきましては、今現在、議員がおっしゃるように飛び火が結構広がっているという状況の中でも、岐阜県のほうに来年度以降どういうふうにするかということ相談させていただきまして、町としていま一度イベント等をどうするかと決めた上で、来年になりましたらまた実行委員会のほうに諮りまして、実行委員会に町の意向に沿った形で対応をお願いすることをお願いしていきたいなというふうに思っています。

ちなみに今年度につきましては、秋ごろから企業の森の活動につきましては、県のほうとも相談させていただいて、消毒のほうを徹底すればやってもいいんじゃないかというようなお話がありまして、企業のほうに町としては消毒のほうを徹底させていただくので、やっていこうと思うけどどうでしょうかということをお聞きしたところ、基本的には企業のほうも県のほうから自粛の通知が出ている間は、このまま自粛したいというふうなお話もありましたので、一応はひとまず来年度の方向性を決めた後に、実行委員会、また企業とかに諮りつつ、対応はしていきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治議員。

5番（安藤信治君）

公共施設の個別計画につきましては、議員としましても、先ほど言いましたように、食品だけの問題じゃなくて、我々議員も中に入って地域と協議していくというような、そういう覚悟を持っておりますので、もし来春ですか、この計画ができ上がった時点で、また何かそういったことが進める方策なんかを決められましたら、議会のほうにもぜひいろいろ相談をさせていただきまして、我々もそれだけの覚悟は持っておるつもりですので、先々本当に人口が減っていく中で、本当に今の公共施設のあり方でいいのかどうかというのは、これから大変苦しい選択を迫られると思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから豚コレラにつきましては、はっきり言ってことしの状況を見ますと、各種団体いろい

ろお手伝いいただいているわけですが、中止になってほっとしたというような感じで終わっちゃったような感じが私はしてなりません。もうやめるといって、結構みんな楽のほうに行っちゃいますから、できるだけどんな形でもいいですから、みたけの森まつり、企業の森も含めてですけど、何とか続けることを考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

23 ページの補正予算、負担金、補助及び交付金、ねんりんピック実行委員会補助金という名目なんですが、この名目につきましては、この補正予算書をいただいた次の週ぐらいに、担当課、財政担当、それから生涯学習課のほうへ出向きまして、例えば補助金とはという解説があるわけですが、補助金とは特定の事務または事業を行う者に対し、その事務または事業の遂行を育成とか助長とか、あるいは奨励するために財政的な援助として交付する給付金であるということが書かれております。

負担金とはということで、逆に私は負担金を主張するわけですが、負担金とはということ、特定の事務または事業を行う者に対し、その事務または事業が交付者側にも一定の義務あるいは責任があるので、その義務あるいは責任の程度に応じ財政的な負担をするため交付する給付金であると。この2つの言い回しがあるわけですが、今回つくられましたねんりんピック実行委員会の補助につきましては、負担金のほうでいっております。その事務または事業が交付者側、御嵩町側にも一定の義務あるいは責任があるので、その義務あるいは責任の程度に応じて財政的な負担をするため交付する給付金ということで私は考えておるわけですが、その辺の違いが理解されていないので、こういうふうな格好にはなっておりますが、補助金として交付されるのであれば、交付要綱なり交付規則を遵守してされたいと思いますが、その点について財政担当のほうとしてどう考えてみえるのか。私の意見が全然おかしいよということであれば話は別ですが、そこら辺について陳謝する状況があるかどうか、そこら辺をお願いします。

議長（高山由行君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

加藤議員の御指摘にお答えさせていただきます。

加藤議員がお調べになったとおり、補助金、負担金、それぞれいろんな違いはあると思います。今回、ねんりんピック実行委員会の補助金とさせていただいております。負担金といいますと、やはり法令であったり契約であったり一定のルールに基づいて公共団体が負担すべき義務があるものといったような解釈をしております。補助金につきましては、先ほどおっしゃいましたように、いろんな団体、各種団体等公益性が認められれば出していくということで、今いろんな団体に出しております。

今回、ねんりんピックのほうの補助金とさせていただきましたのは、実行委員会の各種団体と捉えまして、補助金の交付申請に基づいて申請をしていただき、事業が終われば事業完了の報告ということで、そういった報告義務を求めたいという思いもありまして、補助金ということで上げさせていただいておりますのでよろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

今の答弁ではどうも私は納得いきません。腹の虫がおさまらないわけですが、事務または事業の遂行を育成するのが補助金なんです。育成とか助長、あるいは奨励するために交付するのが補助金なんです。

ですが、今回は、その事務または事業が交付者側にも一定の義務、当初は義務と考えてみえたわけですね。それがあるので、その義務あるいは責任の程度に応じて県から交付される、実行委員会から交付される額と同額を町としても負担しましょうと。その団体が引き受ける財源としての負担金と私は思っておるわけですが、ちょっとそこら辺では安易に補助金というような格好で、即県が補助金で出してくるからうちのほうも補助金だという考えなんです。そうじゃないと思うんです。この事業を行うためにだけ出す金額なんです。そこを考えると、今後、余り追求はしませんが、予算の細節における項目ですから追求はしませんが、安易に考えて補助金であればいいだろうと。

じゃあ、補助金の交付要綱に載っておるかといえば、そうじゃないわけですね。その他町長が認める補助交付だということで、一番最後のものをひっかけてやっておるわけです。ですから、率とかそういうものは全然わかっていないわけです。そこら辺の関係について、補助金の交付を指令番号とかいろいろとってみえる財政を所管する総務防災課として、一定のこういう考えを持っていただかないと、私としては腹がおさまりませんので、そこら辺のことをもう一度明確に答えていただければありがたいと思いますが。

議長（高山由行君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

今御指摘いただきましたとおり、今回は補助金、特に町長が必要と認めたものということで、100分の100の補助をやって事業をしていただくこととなりますが、その辺も含めまして予算のほうは今後よく精査させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

補正予算書の22ページ、文化財維持費のところ、確認とちょっとお尋ねしたいと思いますが、下から3段目に工事請負費で仮設倉庫設置工事費40万6,000円が計上されておりますが、これはやぐらの保存のためのカバーをかけるという説明であったかなと思うんですが、薬師祭礼に使うものだと思うんですが、これは工事請負費ということで町が直接かわるということで、その下の19の負補交を見ると、これは祭礼用具ということで、用具の修理ないしは購入かわかりませんが、45万8,000円計上しております。

これは、基本的には薬師祭礼に係る費用であるんですが、一方では、町が直接工事負担をするのと、それから用具等については補助金という形をとっておるんですが、本来は、この薬師祭礼保存会に対する助成という形で仮設倉庫の設置等についてもかかわっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の見解ですね、どういうものかということだけ教えていただければ結構です。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

それでは、谷口議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

今回のまず19の負担金のほう、薬師祭礼の補助金のほうになりますけれども、こちらにつきましては、願興寺の本堂修理事業にかかりまして、その関係のほうで薬師祭礼に係る山車のほうの保管を、今、願興寺本堂修理事業を行っております中島工務店のほうにお願いして保管していただきました。それに関しまして費用がかかったというところで、祭礼保存会のほうの不足分についての補助金というふうで出させていただきます。

それから、仮設倉庫につきましては、御質問のとおり山車の保管のほう、中山道みたけ館の駐車場になりますけれども、そちらの保管のほうで置いてあります。その保管用として、今の

保管はブルーシートが敷いてあるだけでありますので、今後、薬師祭礼の部材の保護のためにも倉庫をつくるということで、仮設倉庫として計上させていただきます。

今回、この2つのほうに至った経緯でございますけれども、まず第1に、薬師祭礼保存会がなかなか実行のほうですね、まず部材のほうの倉庫、こちらについて、今雨ざらしになっておると。こちらのほうを早急に実施していかなければならないというところがございました。そういうところもありまして、町としましてもすぐにこちらのほうを実行していきたいということがありましたので、早急にやるためにも工事費のほうで組ませていただきまして、町のほうで祭礼保存会の支援をしていくという趣旨で補助をつけさせていただいたというふうです。

そのほか、補助金につきましては、祭礼保存会の不足分でありますので、そちらに関しましては、祭礼保存会から業者のほうにお支払いをしていただくということで、補助金として計上させていただいたという次第でございますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

その説明はよくわかります。事情もよくわかりますが、本来やっぱり公金を支出する場合に、例えばこの祭礼用具等についての保存、それから購入、修理、そういうものを総合的に含めて、いわゆる祭礼用の費用として町から保存会に対して助成金を支給してきた、そういう経緯ですね。ですから、公金の支出の仕方として、やっぱり一元性を持たせないといけないんじゃないかなと。

その保存等についても、町が直接かかわって工事をやるとかというような部分というのは、名目としてふさわしいかどうか。この辺の判断だけだと思うんですけども、本来なら保存会に対して一本化という形の中の補助金という形で構成していかないと、後の責任の問題も含めて、町が直接工事をやった場合には、後の危険負担を町が持つということになるし、保存会がきちんと補助金を得て仮伏せでも何でもやった場合には、あくまでもその後の危険負担というのは保存会が持ちますよと。その後の危険負担等も含めた中での対処というのは考えていく必要があるんじゃないかと。だからそういう意味で、公金支出の場合には、やっぱり一体的な一元化を図っていく必要があるんじゃないかと。そういう思いで実は質問させていただいたので、そのことだけでも何かあれば一言いただきたい。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

谷口議員のおっしゃるとおり、本来的でありましたらこういった山車の部材については祭礼保存会のほうが築いていくものだと思います。今回、仮倉庫というふうでちょっとつけさせていただきました。先ほど申し上げましたとおり、祭礼保存会の山車のほうの今の保管状態ということでは、雨ざらしになっておるといふところの緊急性がありましたので、今回の場合は工事費として計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

補助金に含めて一括でやったらどうかという御意見だったと思います。

それを工事で分けたこの基準的なものは何だということなんですけれども、まず補助金については、その年々の薬師祭礼の運営補助ですので、それに対して補助を出しています。ところが仮設の倉庫につきましては、願興寺の修理が続いている間はずっと続くものです。1年、2年では終わらず8年ほど続きますので、その間は、重要文化財ですので、町が工事費で設置し、責任を持って保管・管理していく、そういう考えのもと公金の支出科目を分けておりますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 28 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に

ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 29 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 29 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 30 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 30 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 31 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 31 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、条例関係に移ります。

議案第 32 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

今回、印鑑条例の一部改正でありますけれども、住民基本台帳法の一部改正に伴う改正によりまして、旧氏で印鑑登録ができるということでありまして、その旧氏の範囲がわかればちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（高山由行君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

山田議員の御質問にお答えします。

旧氏が使える範囲ということではありますが、こちらにつきましては戸籍のほうで記載されております氏、今までの経緯の中の氏については使用可能ということですので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

結婚を何遍か繰り返されて、旧氏ということで、私は、新しく結婚された方が女性であれば旧氏を使えるとか、そういうイメージでいまして、それを何遍か例えば繰り返されておると、

旧氏いっぱいあるような気がして、その辺はどうなんでしょうか、具体的に。

議長（高山由行君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

済みません。ちょっと説明が足りなくて申しわけございません。

その方の記載の中で、結婚されて離婚されたとか、いろんな状況で籍が動くわけなんですけど、それに伴う氏については全て使用可能ということでございますのでよろしくお願いします。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 32 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 35 号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 35 号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 36 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 36 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 37 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 37 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 38 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 38 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 39 号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 39 号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 40 号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 40 号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 44 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 44 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 45 号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 45 号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 46 号 中濃地域農業共済事務組合の解散についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 46 号 中濃地域農業共済事務組合の解散について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 47 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 47 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 11 時ちょうどいたします。

午前 10 時 42 分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第 1 号から第 6 号までと、議案第 33 号の計 7 件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました 7 件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第 1 号 平成 30 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第 33 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、以上 4 件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

それでは、総務建設産業常任委員会のほうの報告をさせていただきます。

ピンク色の報告書つづり 1 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

令和元年 9 月 12 日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

第 3 回定例会の 9 月 6 日において本委員会に付託された事件について、会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記 1. 審査実施日、令和元年 9 月 12 日木曜日。

2. 審査事件名、認定第 1 号 平成 30 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認

定第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第33号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおりに適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については、民生文教常任委員会委員長から審査報告を受け、当委員会で審査を行いました。

審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。議案第33号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

2ページと3ページのほうに、民生文教常任委員会から私宛ての報告書がありますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

新しい議員の方も見えますので、あえてここで一言つけ加えますが、自分の所管以外のほうの質問に限りますので、よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

まず認定第1号 平成30年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

総務委員長にお尋ねをいたします。

先般、私の一般質問でふるさと創生事業補助金の一部、てらすの関係について一般質問をさせていただきました。

その折に、執行部側からの答弁をいただいたわけでありますけれども、その答弁の一環とし

て、コンテナ倉庫が道路敷に設置されておると。あそこは道路敷であるということを町長のほうから明言されたわけですが、その道路敷にそういうものが設置されておる事実があるわけですから、その辺の議論をされたかどうかだけです。

議長（高山由行君）

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

先般の総務常任委員会の中では、その件について再度質問はなかったわけです。以上でございます。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成30年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして認定第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑を終わります。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第 6 号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

議案第 33 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 33 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第 2 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上 3 件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 安藤雅子さん。

民生文教常任委員会委員長（安藤雅子君）

御報告をさせていただきます。

報告書 4 ページをごらんください。

令和元年9月10日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 安藤雅子。
民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月6日において本委員会に付託をされた事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和元年9月10日火曜日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見などを参考に、議決した予算が効果的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず最初、認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第4号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（高山由行君）

日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、議会議事規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（高山由行君）

日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第100条第13項及び御嵩町議会議事規則第127条の規定により、令和元年9月25日に開催する町村議会広報研修会に議会報編集委員会委員 奥村悟議員、清水亮太議員、福井俊雄議員の3名を派遣します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長丁場になりましたけれど、御提案させていただいた案件について全て議了していただきましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

考えてみると、もう既に今年度、令和元年度は半分が過ぎ、1年で言えばほぼ4分の3が終わったということになります。この第3回定例会以降というのは、秋の行事がめじろ押しでありまして、議員の皆さんも大変忙しい思いをされるかと思えます。

また、公務としては派遣であるとか、視察であるとか、会議への参加であるとか、多方面に足を運ばなければいけないという状況も多くあります。私自身も、ほぼ11月というのは半分以上は東京になるのかなあと考えておりますけれど、ここでの動きがまた一つ大きな次へのステップにつながってくると考えております。

今定例会3人の新人議員さんが定例会を経験されました。1年ほぼ全てを経験しないとわからないことが多くあるかと思いますが、今回の定例会の対応の仕方は、新人議員さんとしては非常に礼儀正しいものであったと、このように思っております。わけもわからずにいろんなこ

とを言われた新人議員も過去にはありましたけれど、ある程度仕組みを覚えていくことが非常に大切なのが議会だと思います。行政としても、仕組みをしっかりと意識をしながら、守りながら、そして正確な数字を出しながら皆さんに御審議をしていただくという姿勢をしっかりと守ってまいりたいと思っております。

皆さんには健康に留意されまして、この超多忙な秋を乗り切ってください、第4回定例会を迎えていただくことをお願いいたしまして、私の本日の定例会最終日のお礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして令和元年度御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時24分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 大 沢 まり子